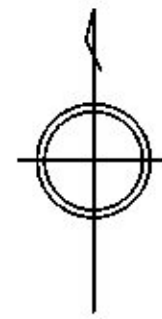
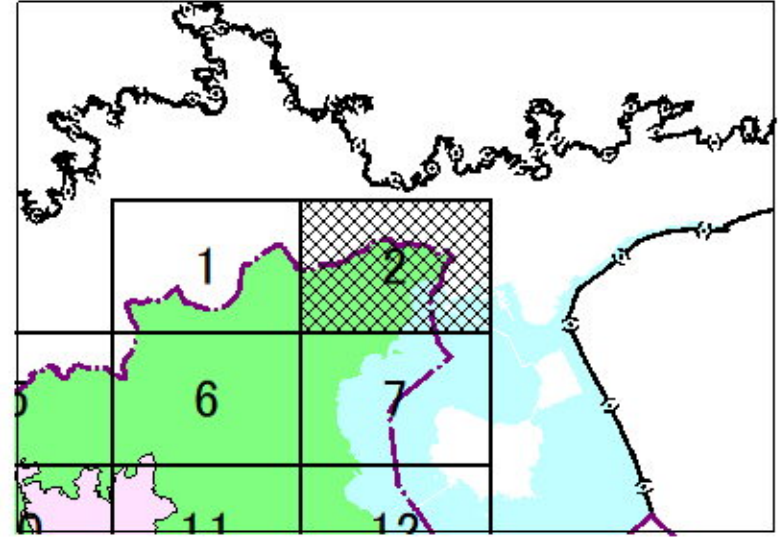
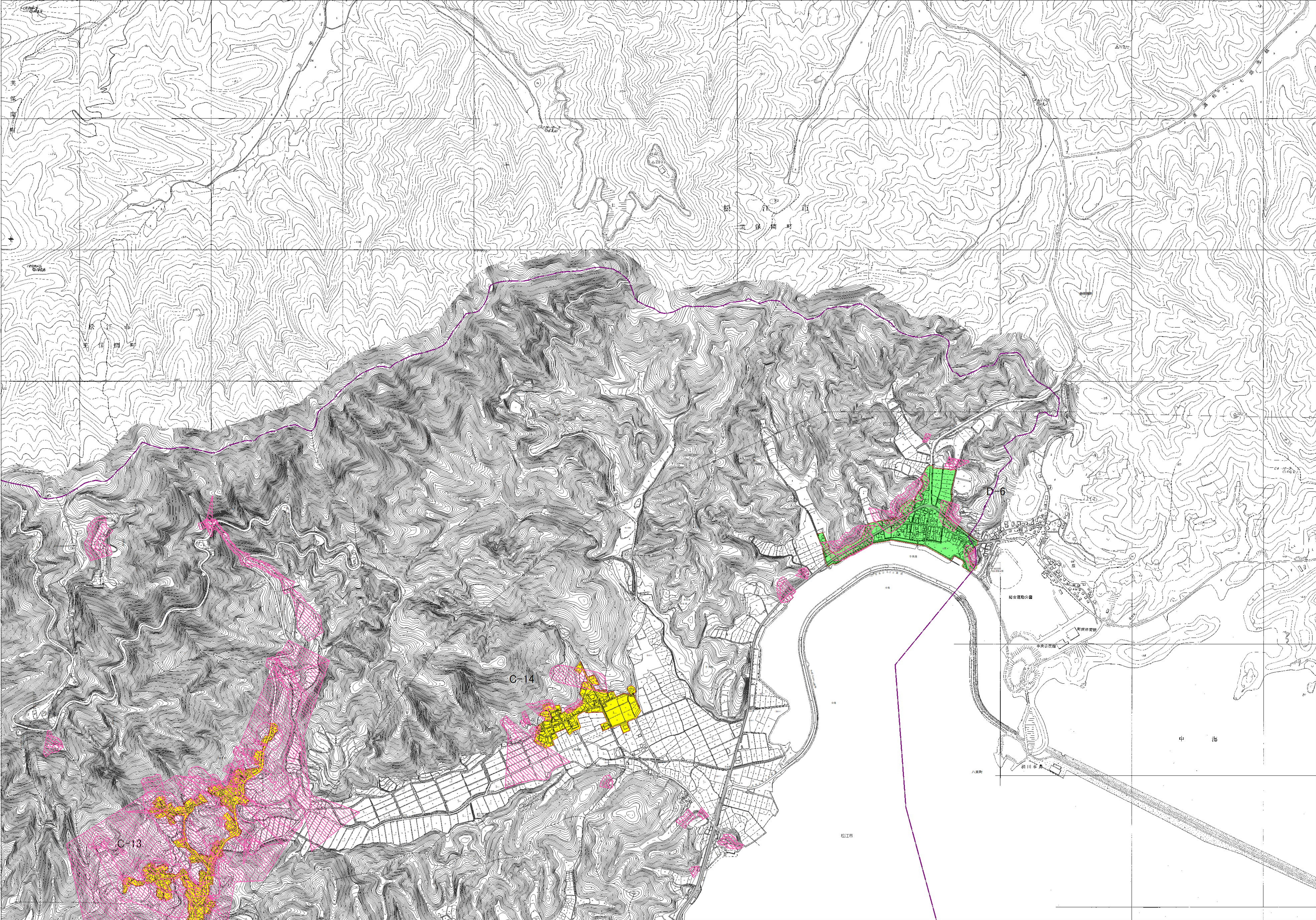


「松江市開発行為等の許可の基準に関する条例」区域図 NO. 2



凡 例

「松江市開発行為等の許可の基準に関する条例」にて区域指定している緩和区域

条例第3条の区域	A区域
A区域のうち、主要道路の境界から50mの区域	B区域
条例第6条第1号の区域	C区域
条例第6条第2号の区域	D区域
条例第6条第4号の区域(※1)	鉄道駅

災害ハザードエリア

急傾斜地崩壊危険区域
地すべり防止区域
土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域
浸水ハザードエリア(※2)

その他

市街化区域
市街化区域から2km圏
大規模開発区域
山陸道、国道
都市計画区域界
行政区域界

※1: 津ノ森、高ノ宮、松江カーゲルパーク、秋鹿町、長江、朝日ヶ丘の各駅周辺域各300m

※2: 水防法に規定する浸水想定区域のうち、浸水した場合に想定される水深が3メートル以上となる区域

令和4年4月1日以降の緩和区域の確認方法

緩和区域のうち、災害ハザードエリアと重なっていない区域が新たな緩和区域となります。

例

緩和区域	災害ハザードエリア
------	-----------

緩和区域から除外する区域

令和4年4月時点の区域図

・本図面は市民サービス向上の観点から、市街化調整区域での土地利用の現況についてまとめて表示したものである。

・本図面は、縮尺1:2,500の松江市都市計画図(平成19年~26年修正)を基調として、縮尺1:5,000で取り合わせた図面に区域を表したものであって、地形図として国土院の承認を得たものではない。

・本図面に表示してある区域については、概ねの区域を表示してあり、区域の詳細については、各担当部署において確認すること。

・災害ハザードエリアは、令和3年4月時点における市街化調整区域内で災害リスクの高い箇所を表示している。